第十六条の十四を削り、第十六条の十三を第十六条の十四とし、第十六条の十二の次に次の一条を加える。

（企画課）

第十六条の十三　企画課においては、次の事務をつかさどる。

一　防衛医科大学校の所掌事務に係る総合的な事業の企画及び調整に関すること。

二　機構及び定員に関すること。

三　業務の考査に関すること。

四　学事の調査に関すること。

五　国際交流に関すること。

六　情報システムの整備及び管理に関すること。

七　防衛医科大学校病院の運営改善に関する事務に必要な総合調整に関すること。

第十六条の十八第二号中「管理課」を「総務課」に改める。

別表第二イの表を次のように改める。

イ　行政職俸給表(一)

職務の級の区分 ＼ 組織の区分	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛省本省の内部部局	八人	三〇人	五一人	四六人	一九八人	一一三人	一五九人	四四三人	四三人	四〇人
防衛人事審議会			一							
防衛大学校		二	二	九	一五	一二	三三	四九	四二	三
防衛医科大学校		三	三	一〇	一六	一〇	三八	五三	六	四
防衛研究所		一	二	三	八	二	一八	六	一	
統合幕僚監部		一	三	三	八	一四	二四	九三	八	
陸上自衛隊		一	一八	三五	二九七	四八六	七二〇	一、九五四	七七七	九五
海上自衛隊			七	二〇	一三九	一八四	二八四	九〇七	四七〇	一〇三
航空自衛隊			五	一五	一〇九	二〇一	二三八	八五四	四〇〇	六三
情報本部		五	九	一二	二七	三一	六一	二一四	一〇六	三七
防衛監察本部	一	一	一	二	三	八	六	一〇	一	
地方防衛局	一	三三	一八	七一	二〇五	三七〇	四四九	九〇一	二五八	六六
防衛装備庁	一	一九	二七	三四	一二四	九七	一〇九	二九〇	八八	一五

（方面総監部、師団司令部、旅団司令部及び中央即応集団司令部組織規則の一部改正）

第二条　方面総監部、師団司令部、旅団司令部及び中央即応集団司令部組織規則（昭和三十四年総理府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「政策補佐官」を「参事官」に改める。

第二条の二の見出しを「（参事官）」に改め、同条第一項及び第二項中「政策補佐官」を「参事官」に改め、同条第三項中「政策補佐官」を「参事官」に改め、「受け」の下に「、方面総監部の所掌事務の適正かつ円滑な遂行を図る見地から」を加え、「、政策的見地から助言」を「必要な調整」に改める。

（指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令の一部改正）

第三条　指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令（昭和三十九年総理府令第四十二号）の一部を次のように改正する。

本則第四号中「佐世保地方総監、」を削る。

（防衛省職員給与施行規則の一部改正）

第四条　防衛省職員給与施行規則（昭和四十四年総理府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二ロの表防衛省本省の内部部局の項中「四三」を「四一」に改め、同表防衛大学校の項中「二〇」を「一四」を「一九」を「一三」に改め、同表陸上自衛隊の項中「一、五〇二」を「四三六」を「三八」を「一、四八五」を「四一六」を「三七」を「七〇」を「一一三」を「七二」を「一一九」に改め、同表海上自衛隊の項中「二五六」を「二四三」に改め、同表航空自衛隊の項中「五一一」を「四九一」に改め、同表地方防衛局の項中「一四」を「一三」に改める。

別表第三防衛大学校の項中「九」を「七」に改め、同表防衛医科大学校の項中「一一九」に改める。